



こんな時は **こもれび** をご利用下さい



**お子さんが病気の治りかけの時、
もう仕事が休めないという経歴はありませんか？**



「病後児保育室」こもれびは、病気の「急性期」を過ぎ、「回復期」にあるお子さんをお預かりする施設です。まだ、体温が高めであったり（平熱より高い状態～38.5度以下）、通っている教育・保育施設での集団の中で過ごすには体力が回復していない時、せきや鼻水がたくさん出るなど症状が改善途中の時、まだ薬が必要な時などにご利用いただくことができます。

- 「病児・病後児保育室」は病気の急性期や回復期にあるお子さんを、ご家庭で看護・保育できない保護者に代わって、保育士と看護師が医師と連携を図りながら一時的にお預かりする施設で、市内の特定の医療機関または教育・保育施設などに併設されています。
- お子さんの体調の回復を「病後児保育室」はお手伝いします。ご利用には事前登録が必要です。いざというときの安心感につながるので、お気軽にお問い合わせください。

病後児保育室 **こもれび**

〒950-3322 新潟市北区嘉山533番地「小鳥の森こども園」に併設

利用時間/月～金 8:00～18:00 休/土曜・日曜・祝祭日・年末年始 定員/6人



問合せ先 TEL 025-385-6101 TEL 025-282-7712 (キャンセル専用留守番電話)
FAX 025-386-9445 (こども園と兼用)

利用条件

- ・新潟市在住の病気の回復期にある6ヶ月から小学6年生までのお子さん
- ・保護者の事情により家庭保育が出来ない場合

病気の回復期受け入れのめやす

- 熱の目安は38.5℃以下
- 目安以下でもぐったりしている時は利用不可
- 嘔吐・下痢
 - 脱水症状がない
 - 水分摂取できる
 - 連続した嘔吐や下痢がない
 - 最後の嘔吐から半日から1日経過したとき
- 咳嗽・喘鳴く
 - 呼吸困難がない
 - 異常呼吸がない
- 骨折・脱臼・その他
 - 医師連絡票で病後児保育室利用可能との診断のある場合



登録と利用の流れ

(一度の登録で小学6年生まで有効です。)

来室して個別に面談 → 登録完了

- 登録の手続き
- 利用の仕方、1日の様子の説明
- 必要なもの
母子健康手帳、健康保険証、こども医療費受給者証

受診

- かかりつけ医に医師連絡票を書いてもらう
- 病後児保育室を利用して大丈夫か医師が判断

予約

- 病後児保育室「こもれび」に電話
- 給食が必要か確認
※提供できない場合があります。

利用

- 親子で来室、症状などの確認
※当日のキャンセルは7:30まで
キャンセル専用TELへ

